

九州大学大学院人間環境学府規則

平成16年度九大規則第120号
 制定：平成16年 4月 1日
 最終改正：令和 6年 3月29日
 (令和5年度九大規則第62号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院通則(平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。)及び九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)により各学府規則において定めるように規定されている事項その他人間環境学府(以下「本学府」という。)の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学府は、地球規模で複雑に多様化する傾向にある人間環境を取りまく諸問題を多面的視点から科学的に解明し、人間にとって最適な環境のあり方とその創造の方向を探り、新時代の共生社会をリードする役割を果たす人材を組織的に養成する。

(コース)

第2条 本学府の次の表の左欄に掲げる専攻に、それぞれ右欄に掲げるコースを置く。
 修士課程

| 専攻 | コース |
|------------|--------------------------|
| 都市共生デザイン専攻 | アーバンデザイン学 都市災害管理学 |
| 人間共生システム専攻 | 臨床心理学指導・研究 共生社会学 |
| 行動システム専攻 | 心理学 健康・スポーツ科学 |
| 教育システム専攻 | 現代教育実践システム 総合人間形成システム |
| 空間システム専攻 | 建築計画学 建築環境学 建築構造学 |

博士後期課程

| 専攻 | コース |
|------------|---------------------|
| 都市共生デザイン専攻 | 都市共生デザイン |
| 人間共生システム専攻 | 臨床心理学指導・研究 共生社会学 |
| 行動システム専攻 | 心理学 健康・スポーツ科学 |
| 教育システム専攻 | 教育学 |

| | |
|------------------------|--------|
| 空間システム専攻 | 空間システム |
| 九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻 | — |

2 本学府都市共生デザイン専攻及び空間システム専攻の修士課程及び博士後期課程に、国際コース（英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。）として、持続都市建築システム国際コースを置く。

3 本学府教育システム専攻の修士課程に、国際コース（英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。）として、教育学国際コースを置く。

4 本学府に、高度に幅広い専門性から未来社会を構想し、オールラウンドな協働課題解決と決断、政策の立案と設計にあたることのできる研究者及び高度専門職業人を養成するため、通則第17条の7に規定する未来共創リーダー育成プログラムを置く。

（教育課程連携協議会）

第2条の2 通則第52条の2の規定に基づき、本学府実践臨床心理学専攻に教育課程連携協議会を置く。

（教育課程連携協議会の組織）

第2条の3 教育課程連携協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の教員のうちから総長が指名する者
- (2) 実践臨床心理学専攻の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- (4) 本学の教員その他の職員以外の者であって、総長が必要と認めるもの

2 前項の構成員の過半数は、前項第2号から第4号までの者で構成するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（教育課程連携協議会の審議事項等）

第2条の4 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、総長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

（国際連携教育課程）

第2条の5 本学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻（以下「都市・建築学国際連携専攻」という。）は、「九州大学と釜山大学校（大韓民国）間のジョイント・ディグリー・プログラム開設に関する協定書」（以下単に「協定書」という。）に基づき、釜山大学校と国際連携教育課程を編成し、実施する。

2 都市・建築学国際連携専攻において、この規則と異なる取扱いをする場合は、協定書の定めるところによる。

（入学の考査）

第3条 入学の考査は、学力検査、出身大学の成績証明書その他本学府の定める資料により行うものとする。

（学期）

第4条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。
- 3 前2項にかかわらず、都市・建築学国際連携専攻の授業期間は、協定書に定めるところによる。

(授業及び研究指導)

第5条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実践臨床心理学専攻の教育は、授業科目の授業その他の教育課程によって行うものとする。
- 3 実践臨床心理学専攻においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 4 本学府は、第1項及び第2項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 5 本学府は、第1項及び第2項の授業科目の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目、単位、履修の方法、試験等)

第6条 各専攻(持続都市建築システム国際コース及び教育学国際コースを除く。)の授業科目、単位及び履修方法は、別表1のとおりとする。

- 2 持続都市建築システム国際コース及び教育学国際コースの授業科目、単位及び履修方法は、別表2のとおりとする。
- 3 未来共創リーダー育成プログラムの授業科目、単位、その他必要な事項は、九州大学未来共創リーダー育成プログラム規則(令和2年度九大規則第65号)に定めるとおりとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、人間環境学府長(以下「本学府長」という。)は、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。
- 5 実践臨床心理学専攻においては、第1項に規定するもののほか、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 6 単位計算の基準は、講義及び演習については15時間をもって1単位、実習については30時間又は45時間をもって1単位とする。

第7条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を本学府長に届け出なければならない。

- 2 実践臨床心理学専攻においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修する授業科目として前項の規定により届け出て、登録することができる単位数の上限を40単位とする。
- 3 学府において、教育上有益と認めるときは、大学院基幹教育若しくは他学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。
- 4 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が特に必要があると認めるときは、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

第8条 履修した授業科目については、当該授業科目の授業が終了した後に成績評価を行う。

- 2 各授業科目の成績は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもって表示し、S、A、B及びCをもって合格とする。
- 3 実践臨床心理学専攻においては、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第9条 前条第1項の合格の認定を受けた授業科目については、本学府教授会の議を経て、所定の単位を与える。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第10条 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生(都市・建築学国際連携専攻の学生を除く。)が本学府の指定する他の大学の大学院の授業科目を履修することを認める

ことができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認定することができる。
- 3 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生（都市・建築学国際連携専攻の学生を除く。）が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（留学）

第11条 外国の大学の大学院に留学した期間（本学府教授会の議を経て承認された大学の大学院及び期間に限る。）は、第15条、第16条又は第17条の課程修了の要件となる在学期間として取り扱うことができる。

- 2 前項の外国の大学の大学院において修得した単位は、本学府教授会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第12条 本学府において、教育上有益と認めるときは、学生（都市・建築学国際連携専攻の学生を除く。）が本学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む）は、本学府教授会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

- 2 前項の規定により、本学府において、課程修了の要件として認定できる単位数は、本学府において修得した単位以外のものについては、15単位を超えることができない。

（本学府において課程修了の要件として認定することができる単位数の限度）

第13条 第10条第2項及び第11条第2項の規定により課程修了の要件として認定できる単位数は、通則第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を超えることができない。

- 2 第10条第2項、第11条第2項及び前条第1項の規定により、本学府において課程修了の要件として認定できる単位数は、通則第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて20単位を超えることができない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第14条 本学府の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、本学府教授会の議を経て、本学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（修士課程の修了要件）

第15条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第16条 本学府（都市・建築学国際連携専攻を除く。）の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以

上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により本学府への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、10単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

- 第17条 本学府の専門職学位課程の修了要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、46単位以上を修得することとする。

（国際連携教育課程の修了要件）

- 第17条の2 本学府の国際連携教育課程の修了要件は、国際連携教育課程に3年以上在籍し、10単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

（修士論文の提出）

- 第18条 修士論文は、在学期間中、本学府の定める期日までに、本学府長に提出するものとする。

（博士論文の提出）

- 第19条 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程に在学する者で特に優れた研究業績を上げた者は、在学期間が2年に満たなくても論文を提出することができる。
- 3 都市・建築学国際連携専攻の学生の学位論文の審査及び最終試験を行う期日は、別に定めるところによる。

（プログラム等）

- 第19条の2 建築と都市に関する幅広い専門的知識を有し、デザインとエンジニアリングの両面から持続可能な社会の実現に貢献できる高度職業人・研究者育成のため、都市共生デザイン専攻及び空間システム専攻の修士課程にBeCATプログラム（以下この条において「本プログラム」という。）を置く。

- 2 本プログラムは、BeCAT基礎プログラム（以下この条において「基礎プログラム」という。）及びBeCAT応用プログラム（以下この条において「応用プログラム」という。）で構成する。
- 3 基礎プログラムの授業科目は、本学府の他専攻及び他学府の学生も履修することができる。
- 4 基礎プログラムの授業科目、単位及び履修方法は、別表3のとおりとする。
- 5 基礎プログラムの授業科目の所定の単位を修得した者には、基礎プログラム修了証を授与する。
- 6 基礎プログラムを修了した者で、本プログラムの行う中間審査及び応用プログラム認定審査に合格したのものには、応用プログラム修了証を授与する。

- 第19条の3 国際社会開発に関する幅広い専門的知識を有する高度職業人・研究者育成のため、教育システム専攻の修士課程に国際社会開発プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を置く。

- 2 プログラムの授業科目は、本学府の他専攻及び他学府の学生も履修することができる。

- 3 プログラムの授業科目、単位及び履修方法は、別表3のとおりとする。
- 4 プログラムの授業科目の所定の単位を修得した者には、プログラム修了証を授与する。
- 第19条の4 アジア都市・建築環境の発展的持続化を牽引する人材育成のため、都市共生デザイン専攻及び空間システム専攻の持続都市建築システム国際コースに、キャンパス・アジア修士課程ダブル・ディグリープログラムを置く。
- 2 キャンパス・アジア修士課程ダブル・ディグリープログラムの実施に関し必要な事項は別に定める。
- 第19条の5 アジアの多様性・ダイナミクスの視座からアジア・日本の教育学及び教育制度を問い直し、教育学分野から社会の課題を解決する人材を育成するため、教育システム専攻に、修士課程ダブル・ディグリープログラムを置く。
- 2 教育システム専攻修士課程ダブル・ディグリープログラムの実施に関し必要な事項は別に定める。
- 第19条の6 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく中学校又は高等学校の教員の免許状を得ようとする者は、大学が独自に設定する科目において所定の単位を修得しなければならない。
- 2 大学が独自に設定する科目のうち、教育の基礎的理解に関する科目に該当する授業科目及び単位数については、別表4のとおりとする。
- （科目等履修生）
- 第20条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第2項に定めるところによる。
- 第21条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。
- 2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。
- 第22条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。
- 2 前項の単位の授与については、第8条及び第9条の規定を準用する。
- 第23条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。
- （雑則）
- 第24条 この規則その他規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。
- 附 則
- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則（平成16年度九大規則第214号）
- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学大学院人間環境学府の規定は、平成17年度に本学府に入学又は進学する者から適用し、平成17年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則（平成17年度九大規則第75号）
- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学大学院人間環境学府の規定は、平成18年度に本学府に入学又は進学する者から適用し、平成18年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則（平成18年度九大規則第144号）
- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学大学院人間環境学府規則別表の規定は、平成19年度に本学府に入学する者から適用し、平成19年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 附 則（平成19年度九大規則第39号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第92号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、平成20年度に本学府に入学又は進学する者から適用し、平成20年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成20年度九大規則第89号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則（第15条の規定を除く。）は、平成21年度に本学府に入学する者から適用し、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則第15条の規定は、平成20年度に本学府に入学した者から適用し、平成20年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
 - 4 平成20年度に本学府に入学した者については、第2項の規定にかかわらず、本学府の教授会の議を経て学府長の承認を得た場合は、従前の例に加え、この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則別表2の持続都市建築システムプログラムに係る履修方法及び授業科目の規定の適用を認める。

附 則（平成21年度九大規則第91号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則（第14条の規定を除く。）は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第107号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、平成23年度に本学府に入学する者から適用し、平成23年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第126号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、平成24年度に本学府に入学する者から適用し、平成24年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年度九大規則第107号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第61号）

この規則は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第135号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則（以下「新規則」という。）は、平成26年度に本学府に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則のうち国際社会開発プログラムに係る規定は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第161号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則別表1の規定は、平成27年度に本学府に入学する者から適用し、平成27年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大規則第68号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、平成28年度に本学府に入学する者から適用し、平成28年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第127号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則別表第1及び別表第2の規定は、平成29年度に本学府に入学する者から適用し、平成29年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第122号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、平成30年度に本学府に入学する者から適用し、平成30年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第106号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、平成31年度に本学府に入学する者から適用し、平成31年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第56号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、令和2年度に本学府に入学する者から適用し、令和2年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大規則第21号）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第96号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、令和3年度に本学府に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第42号）

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、令和3年度に本学府に入学した者から適用し、令和3年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第98号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、令和4年度に本学府に入学する者から適用し、令和4年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第59号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、令和5年度に本学府に入学する者から適用し、令和5年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年度九大規則第14号）

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、令和5年10月1日に本学府に入学する者から適用し、令和5年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年度九大規則第62号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、令和6年度に本学府に入学する者から適用し、令和6年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表 1

1 履修方法

① 修士課程

各専攻ごとに、当該専攻に係る授業科目について必修科目 8 単位、当該専攻の選択科目又は他の専攻に係る授業科目（B e C A T 基礎プログラム及び国際社会開発プログラムに係る授業科目を含む。）について 2 2 単位以上計 3 0 単位以上を修得しなければならない。

② 博士後期課程

各専攻ごとに、当該専攻に係る授業科目について必修科目 6 単位、当該専攻又は他の専攻に係る授業科目について選択科目 4 単位以上計 1 0 単位以上を修得しなければならない。

③ 専門職学位課程

実践臨床心理学専攻に係る授業科目について必修科目（臨床心理学基幹科目群 1 8 単位及び臨床心理学展開科目群 1 8 単位） 3 6 単位、当該専攻に係る授業科目について選択科目（臨床心理学基本科目群） 1 0 単位以上計 4 6 単位以上を修得しなければならない。

④ 国際連携教育課程

都市・建築学国際連携専攻に係る授業科目について専門基礎科目 4 単位、専門応用科目 6 単位の計 1 0 単位を修得しなければならない。

2 授業科目

① 修士課程

○ 都市共生デザイン専攻

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|-----------------|-------|
| 必 修 | |
| 特別研究 | 8 |
| 選 択 | |
| 人間環境学 | 2 |
| 学際研究論 | 2 |
| 学際連携研究法 | 1 |
| 都市共生デザインセミナー | 2 |
| 海外都市計画特論 | 2 |
| 都市設計学特論 | 2 |
| 景観設計学特論 | 2 |
| 都市環境リスク学特論 | 2 |
| エコロジカル発達心理学特論 I | 1 |

| | |
|----------------|---|
| エコロジカル発達心理学特論Ⅱ | 1 |
| 都市環境リスク学特論演習 | 2 |
| 持続都市計画学特論 | 2 |
| 都市再生デザイン学特論 | 2 |
| 都市空間学特論 | 2 |
| コミュニティ心理学特論 | 2 |
| アーバンデザインセミナー | 4 |
| 建築インターンシップ | 5 |
| 都市建築コロキウム | 2 |
| 都市建築デザインスタジオA | 2 |
| 都市建築デザインスタジオB | 2 |
| 都市建築デザインスタジオC | 2 |
| 都市建築デザインスタジオD | 2 |
| デザインレクチャー | 2 |
| デザインシャレット | 2 |

※「建築インターンシップ」は修士課程の修了要件の単位には含まれない。

○ 人間共生システム専攻

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|-----------|-------|
| 必 修 | |
| 特別研究 | 8 |
| 選 択 | |
| 人間環境学 | 2 |
| 学際研究論 | 2 |
| 学際連携研究法 | 1 |
| 心理学研究法特論Ⅰ | 2 |

| | |
|---|---|
| 心理学研究法特論Ⅱ | 2 |
| 臨床心理学研究法特論Ⅰ | 2 |
| 臨床心理学研究法特論Ⅱ | 2 |
| 臨床心理学特論Ⅰ | 2 |
| 臨床心理学特論Ⅱ | 2 |
| 臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践） | 2 |
| 臨床心理面接特論Ⅱ | 2 |
| 臨床心理基礎実習 | 2 |
| 医療臨床心理学演習（保健医療分野に関する理論と支援の展開） | 2 |
| 発達相談学 | 2 |
| コミュニティ・アプローチ特論 | 2 |
| 児童・青年期臨床心理学基礎論 | 2 |
| 体験的心理療法学基礎論 | 2 |
| 精神医学特論 | 2 |
| 発達障害臨床演習Ⅰ | 2 |
| 発達障害臨床演習Ⅱ | 2 |
| 発達臨床実習Ⅰ（心理実践実習） | 1 |
| 発達臨床実習Ⅱ（心理実践実習） | 1 |
| 発達臨床実習Ⅲ（心理実践実習） | 1 |
| 発達臨床実習Ⅳ（心理実践実習） | 1 |
| 学校臨床心理学演習Ⅰ（教育分野に関する理論と支援の展開） | 2 |
| 学校臨床心理学演習Ⅱ | 2 |
| 生涯発達学演習Ⅰ（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践） | 2 |
| 生涯発達学演習Ⅱ（福祉分野に関する理論と支援の展開） | 2 |

| | |
|-----------------|---|
| 障害心理臨床学基礎論 | 2 |
| 集団心理療法学 | 2 |
| 臨床心理査定学演習Ⅰ | 2 |
| 臨床心理査定学演習Ⅱ | 2 |
| 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習） | 2 |
| 臨床心理実習Ⅱ（心理実践実習） | 2 |
| 臨床心理実習Ⅲ（心理実践実習） | 2 |
| 臨床心理実習Ⅳ（心理実践実習） | 1 |
| 臨床心理実習 | 2 |
| 人格心理学特論 | 2 |
| 家族心理学特論 | 2 |
| 心理療法論 | 2 |
| 精神分析学 | 2 |
| 事例研究法 | 2 |
| 臨床心理関連行政論 | 2 |
| 人間共生論Ⅰ | 2 |
| 人間共生論Ⅱ | 2 |
| 文化人類学Ⅰ | 2 |
| 文化人類学Ⅱ | 2 |
| 共生社会論 | 2 |
| コミュニティ構造論 | 2 |
| コミュニティ行動論 | 2 |
| 福祉社会学 | 2 |
| ボランティア・NPO論 | 2 |

| | |
|-----------|---|
| 地域共生論 | 2 |
| 都市社会学 | 2 |
| 理論社会学 | 2 |
| 社会システム論 | 2 |
| 計量社会学 | 2 |
| 社会調査論 | 2 |
| 地域社会学 | 2 |
| 地域社会計画論 | 2 |
| 家族社会学 | 2 |
| ジェンダー論 | 2 |
| セクシュアリティ論 | 2 |

○ 行動システム専攻

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|----------|-------|
| 必 修 | |
| 特別研究 | 8 |
| 選 択 | |
| 人間環境学 | 2 |
| 学際研究論 | 2 |
| 学際連携研究法 | 1 |
| 人間行動学特講 | 2 |
| 人間行動学特論 | 2 |
| 心理学研究法特講 | 2 |
| 心理学研究法特論 | 2 |
| 心理データ解析学 | 2 |

| | |
|------------|---|
| 知覚心理学 | 2 |
| 空間認知学 | 2 |
| 感性認知学 | 2 |
| 感性測定学 | 2 |
| 記憶心理学 | 2 |
| 応用認知心理学 | 2 |
| 発達心理学 | 2 |
| 発達評価法 | 2 |
| 認知発達心理学 | 2 |
| 乳幼児発達心理学 | 2 |
| 教授・学習過程心理学 | 2 |
| 自己心理学 | 2 |
| 対人関係学 | 2 |
| 対人行動学 | 2 |
| 集団力学 | 2 |
| 組織心理学 | 2 |
| 社会心理学 | 2 |
| 心理測定学 | 2 |
| 実験心理学特論 | 2 |
| 理論心理学特論 | 2 |
| 認知神経科学特論 | 2 |
| 発達障害学特論 | 2 |
| 認知行動学特論 I | 1 |
| 認知行動学特論 II | 1 |
| 認知情報学特論 I | 1 |

| | |
|-------------|---|
| 認知情報学特論 II | 1 |
| 教育心理学 | 2 |
| 健康・スポーツ科学特論 | 2 |
| 健康・スポーツ科学演習 | 2 |
| 運動心理学 | 2 |
| スポーツ心理学 | 2 |
| 遊び・スポーツ文化学 | 2 |
| スポーツ社会学 | 2 |
| 運動生理学 | 2 |
| 運動適応学 | 2 |
| 運動栄養学 | 2 |
| 環境適応学 | 2 |
| 健康・運動の疫学 | 2 |
| 運動処方論 | 2 |
| 健康生成論 | 2 |

○ 教育システム専攻

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|---------|-------|
| 必 修 | |
| 特別研究 | 8 |
| 選 択 | |
| 人間環境学 | 2 |
| 学際研究論 | 2 |
| 学際連携研究法 | 1 |
| 教育学研究入門 | 2 |

| | |
|--------------|---|
| 教育学研究法 | 2 |
| 現代の教育制度・経営演習 | 2 |
| 学校改善の理論 | 2 |
| 学校指導者論と研究方法 | 2 |
| 教育課程経営論 | 2 |
| 学校改善の理論と実践 | 2 |
| 教育指導者論 | 2 |
| 教育法制論Ⅰ | 2 |
| 教育法制論Ⅱ | 2 |
| 教育行政論 | 2 |
| 教育政策論 | 2 |
| 教育実践研究法 | 2 |
| 教育行政臨床論 | 2 |
| 生涯学習論 | 2 |
| 地域生涯学習計画論 | 2 |
| 生涯学習の理論と実践 | 2 |
| 地域生涯学習の計画化 | 2 |
| 社会教育思想論Ⅰ | 2 |
| 社会教育思想論Ⅱ | 2 |
| 社会教育の組織と体制 | 2 |
| 社会教育方法論 | 2 |
| 社会教育論 | 2 |
| 社会教育実践論 | 2 |
| 教育デザイン方法論 | 2 |

| | |
|---|---|
| 地域教育デザイン論 | 2 |
| 教育システムデザイン論 | 2 |
| 地域教育社会学 | 2 |
| 異文化間教育論 I | 2 |
| 異文化間教育論 II | 2 |
| 異文化理解の教育 | 2 |
| 国際交流論 | 2 |
| 異文化間教育実践論 | 2 |
| 国際教育文化論 | 2 |
| International Student Mobility, Immigration and Cross-cultural Issues | 2 |
| Global Educational Policy, System and Practice | 2 |
| 留学生教育政策論 | 2 |
| 留学生アドバイジング論 | 2 |
| 異文化適応論 | 2 |
| 異文化間心理援助論 | 2 |
| 教育情報工学 | 2 |
| メディア教育論演習 | 2 |
| 学習輔成論 | 2 |
| 学習指導関係論 | 2 |
| 教授ストラテジー論 | 2 |
| 教授ストラテジー研究方法論 | 2 |
| 教授プログラム開発論 | 2 |
| 教職開発論 | 2 |
| 教育実践事例研究方法論 | 2 |

| | |
|-----------|---|
| 授業研究論 | 2 |
| 教育組織社会学 | 2 |
| 教育計画の社会学 | 2 |
| 教育社会学基礎論 | 2 |
| 高等教育論 | 2 |
| キャリア教育論 | 2 |
| 教育テスト原論 | 2 |
| 教育行動計量学 | 2 |
| 教育設計評価論 | 2 |
| 教育共生論 | 2 |
| 量的調査法 | 2 |
| 国際教育開発論 | 2 |
| 国際教育開発調査論 | 2 |
| 子どもと哲学 | 2 |
| 子どもの人間学 | 2 |
| 学校文化史 | 2 |
| 学びの社会史 | 2 |
| 子育ての文化史 | 2 |
| 欧米教育関係史 | 2 |
| 教育社会学調査法 | 2 |
| ジェンダーと教育 | 2 |
| アジア産育文化論 | 2 |
| アジア教育文化論 | 2 |
| アジア教育交流史 | 2 |

| | |
|------------|---|
| アジア問題比較教育論 | 2 |
| 多民族共生教育論 | 2 |
| 比較教育改革論 | 2 |
| 教育社会学方法論Ⅰ | 2 |
| 教育社会学方法論Ⅱ | 2 |
| 教育社会学分析法 | 2 |
| 質的調査法 | 2 |
| 教育環境社会学 | 2 |
| 教育社会史 | 2 |
| 教育社会史方法論 | 2 |
| 学校教育史 | 2 |
| 子どもの歴史Ⅰ | 2 |
| 教育文化史Ⅰ | 2 |
| 教育文化史Ⅱ | 2 |
| 教育関係史 | 2 |
| 子どもの歴史Ⅱ | 2 |
| 比較国際教育学Ⅰ | 2 |
| 比較国際教育学Ⅱ | 2 |
| 国際教育改革論 | 2 |
| アジア教育制度論Ⅰ | 2 |
| アジア教育制度論Ⅱ | 2 |
| 問題比較教育論 | 2 |
| 比較教育文化論Ⅰ | 2 |
| 比較教育文化論Ⅱ | 2 |

| | |
|---|---|
| アジアの教育 | 2 |
| 教育人類学Ⅰ | 2 |
| 教育人類学Ⅱ | 2 |
| 子ども文化論 | 2 |
| 子どもの人類学 | 2 |
| 現代教育思想論Ⅰ | 2 |
| 現代教育思想論Ⅱ | 2 |
| 教育科学論 | 2 |
| 子どもの哲学 | 2 |
| 現代子ども思想論 | 2 |
| 教育人間学 | 2 |
| 解釈学的教育学 | 2 |
| 人間形成論 | 2 |
| Citizenship and Citizenship Education I | 2 |
| Citizenship and Citizenship Education II | 2 |
| 教育学説研究 | 2 |
| 教育動態論 | 2 |
| 教育実践科学 | 2 |
| 子どもの環境論 | 2 |
| 教育環境学 | 2 |
| 教育環境の解釈学 | 2 |
| 教師教育学Ⅰ | 2 |
| 教師教育学Ⅱ | 2 |
| Education and Society in Contemporary China I | 2 |

| | |
|---|---|
| Education and Society in Contemporary China II | 2 |
| Education and Development in Contemporary Asia I | 2 |
| Education and Development in Contemporary Asia II | 2 |

○ 空間システム専攻

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|---------------------|-------|
| 必 修 | |
| 特別研究 | 8 |
| 選 択 | |
| 人間環境学 | 2 |
| 学際研究論 | 2 |
| 学際連携研究法 | 1 |
| 建築史学概論 | 1 |
| 建築史学特論 | 2 |
| 建築計画学特論 | 1 |
| 持続居住計画学特論 | 2 |
| 都市建築デザインスタジオA | 2 |
| 都市建築デザインスタジオB | 2 |
| 都市建築デザインスタジオC | 2 |
| 都市建築デザインスタジオD | 2 |
| デザインレクチャー | 2 |
| デザインシャレット | 2 |
| デザインエンジニアリング学特論 I | 1 |
| デザインエンジニアリング学特論 II | 1 |
| デザインエンジニアリング学特論 III | 1 |

| | |
|--------------------|---|
| デザインエンジニアリング学特論 IV | 1 |
| 建築照明学特論 | 2 |
| 健康建築環境学特論 | 2 |
| 持続建築エネルギー学特論 | 2 |
| 建築環境学最先端特別講義 | 2 |
| 建築環境学ゼミナール I | 2 |
| 建築環境学ゼミナール II | 2 |
| 建築生産学特論 | 2 |
| 建築材料学特論 | 2 |
| 木質構造学特論 | 2 |
| 建築構造設計学特論 | 2 |
| 循環建築構造演習A | 2 |
| 循環建築構造演習B | 2 |
| 持続型耐震構造学特論 | 2 |
| 建築構造解析演習A | 1 |
| 建築構造解析演習B | 1 |
| 建築構造解析演習C | 1 |
| 建築構造解析演習D | 1 |
| 建築構造学特別講義 | 2 |
| 建築環境シミュレーション学特論 | 2 |
| 建築インターンシップ | 5 |
| 都市建築コロキウム | 2 |

※「建築インターンシップ」は修士課程の修了要件の単位には含まれない。

- ② 博士後期課程
 - 都市共生デザイン専攻

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|-------------|-------|
| 必 修 | |
| 博士論文指導演習 | 6 |
| 選 択 | |
| 学際研究論 | 2 |
| 学際連携研究法 | 1 |
| 都市計画学講究 | 4 |
| 都市設計学講究 | 4 |
| 実践発達心理学講究 | 4 |
| 都市環境リスク学講究 | 4 |
| 公共空間計画学講究 | 4 |
| 地域再生デザイン学講究 | 4 |
| ハビタット工学講究 | 4 |
| 都市空間論講究 | 4 |
| コミュニティ心理学講究 | 4 |

○ 人間共生システム専攻

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|----------------|-------|
| 必 修 | |
| 博士論文指導演習 | 6 |
| 選 択 | |
| 学際研究論 | 2 |
| 学際連携研究法 | 1 |
| 臨床アクションメソッド研究Ⅰ | 2 |
| 臨床アクションメソッド研究Ⅱ | 2 |

| | |
|-----------------|---|
| 臨床アクションメソッド指導論Ⅰ | 2 |
| 臨床アクションメソッド指導論Ⅱ | 2 |
| 集団心理療法学研究Ⅰ | 2 |
| 集団心理療法学研究Ⅱ | 2 |
| 集団心理療法学指導論Ⅰ | 2 |
| 集団心理療法学指導論Ⅱ | 2 |
| 障害心理臨床学研究Ⅰ | 2 |
| 障害心理臨床学研究Ⅱ | 2 |
| 障害心理臨床学指導論Ⅰ | 2 |
| 障害心理臨床学指導論Ⅱ | 2 |
| 体験的心理療法学研究Ⅰ | 2 |
| 体験的心理療法学研究Ⅱ | 2 |
| 体験的心理療法学指導論Ⅰ | 2 |
| 体験的心理療法学指導論Ⅱ | 2 |
| 児童・青年期臨床心理学研究Ⅰ | 2 |
| 児童・青年期臨床心理学研究Ⅱ | 2 |
| 児童・青年期臨床心理学指導論Ⅰ | 2 |
| 児童・青年期臨床心理学指導論Ⅱ | 2 |
| 家族臨床心理学研究Ⅰ | 2 |
| 家族臨床心理学研究Ⅱ | 2 |
| 家族臨床心理学指導論Ⅰ | 2 |
| 家族臨床心理学指導論Ⅱ | 2 |
| 分析心理学研究Ⅰ | 2 |
| 分析心理学研究Ⅱ | 2 |
| 分析心理学指導論Ⅰ | 2 |

| | |
|-------------|---|
| 分析心理学指導論Ⅱ | 2 |
| 教育臨床心理学研究Ⅰ | 2 |
| 教育臨床心理学研究Ⅱ | 2 |
| 教育臨床心理学指導論Ⅰ | 2 |
| 教育臨床心理学指導論Ⅱ | 2 |
| 学生相談学研究Ⅰ | 2 |
| 学生相談学研究Ⅱ | 2 |
| 学生相談学指導論Ⅰ | 2 |
| 学生相談学指導論Ⅱ | 2 |
| 健康心理臨床学研究Ⅰ | 2 |
| 健康心理臨床学研究Ⅱ | 2 |
| 健康心理臨床学指導論Ⅰ | 2 |
| 健康心理臨床学指導論Ⅱ | 2 |
| 人間共生論講究 | 4 |
| 文化人類学講究 | 4 |
| 社会福祉学講究 | 4 |
| コミュニティ論講究 | 4 |
| 共生社会論講究 | 4 |
| 理論社会学講究 | 4 |
| 計量社会学講究 | 4 |
| 地域社会学講究 | 4 |
| 家族社会学講究 | 4 |
| 福祉社会学講究 | 4 |

○ 行動システム専攻

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|--------------|-------|
| 必 修 | |
| 博士論文指導演習 | 6 |
| 選 択 | |
| 学際研究論 | 2 |
| 学際連携研究法 | 1 |
| 知覚心理学講究 | 4 |
| 感性認知学講究 | 4 |
| 記憶心理学講究 | 4 |
| 発達心理学講究 | 4 |
| 認知発達心理学講究 | 4 |
| 自己・対人関係学講究 | 4 |
| 集団力学講究 | 4 |
| 社会心理学講究 | 4 |
| 計量心理学講究 | 4 |
| 実験心理学講究 | 4 |
| 教授・学習過程心理学講究 | 4 |
| 認知行動学講究 | 4 |
| 運動心理学講究 | 4 |
| 発達障害学講究 | 4 |
| スポーツ心理学講究 | 4 |
| 遊び・スポーツ文化学講究 | 4 |
| 運動適応学講究 | 4 |
| 運動栄養学講究 | 4 |
| 健康・運動の疫学講究 | 4 |

| | |
|---------|---|
| 運動処方論講究 | 4 |
|---------|---|

○ 教育システム専攻

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|-----------|-------|
| 必 修 | |
| 博士論文指導演習 | 6 |
| 選 択 | |
| 学際研究論 | 2 |
| 学際連携研究法 | 1 |
| 教育経営学講究 | 4 |
| 教育法制論講究 | 4 |
| 生涯学習論講究 | 4 |
| 社会教育思想論講究 | 4 |
| 教育社会史講究 | 4 |
| 教育文化史講究 | 4 |
| 比較国際教育学講究 | 4 |
| 比較教育制度論講究 | 4 |
| 比較教育文化論講究 | 4 |
| 異文化間教育論講究 | 4 |
| 教育人類学講究 | 4 |
| 教育人間学講究 | 4 |
| 教育情報工学講究 | 4 |
| 教育方法学講究 | 4 |
| 現代教育思想論講究 | 4 |
| 教育社会学講究 | 4 |

| | |
|--------------|---|
| 学習環境設計・開発論講究 | 4 |
| 国際教育開発論講究 | 4 |
| 国際教育交流論講究 | 4 |
| 臨床教育学講究 | 4 |
| 教育動態論講究 | 4 |

○ 空間システム専攻

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|-----------------|-------|
| 必 修 | |
| 博士論文指導演習 | 6 |
| 選 択 | |
| 学際研究論 | 2 |
| 学際連携研究法 | 1 |
| 建築意匠論講究 | 4 |
| 建築史学講究 | 4 |
| 建築照明学講究 | 4 |
| 建築生産学講究 | 4 |
| 建築材料学講究 | 4 |
| 建築構造力学講究 | 4 |
| 健康建築環境学講究 | 4 |
| 持続建築エネルギー学講究 | 4 |
| 循環建築構造学講究 | 4 |
| 持続型耐震構造学講究 | 4 |
| 持続居住計画学講究 | 4 |
| 建築環境シミュレーション学講究 | 4 |

③ 専門職学位課程

○ 実践臨床心理学専攻

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|--|-------|
| 必 修 | |
| (臨 床 心 理 学 基 幹 科 目 群) | |
| 臨床心理学原論演習Ⅰ | 2 |
| 臨床心理学原論演習Ⅱ | 2 |
| 臨床心理査定学演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践) | 2 |
| 臨床心理査定学演習Ⅱ | 2 |
| 臨床心理査定学実習Ⅰ | 1 |
| 臨床心理査定学実習Ⅱ | 1 |
| 臨床心理面接学演習Ⅰ (心理支援に関する理論と実践) | 2 |
| 臨床心理面接学演習Ⅱ | 2 |
| 臨床心理面接学実習Ⅰ (心理実践実習) | 1 |
| 臨床心理面接学実習Ⅱ (心理実践実習) | 1 |
| 臨床心理面接学実習Ⅲ (心理実践実習) | 1 |
| 臨床心理面接学実習Ⅳ (心理実践実習) | 1 |
| (臨 床 心 理 学 展 開 科 目 群) | |
| 臨床心理地域援助学演習Ⅰ (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践) | 2 |
| 臨床心理地域援助学演習Ⅱ | 2 |
| 臨床心理地域援助学実習Ⅰ (心理実践実習) | 2 |
| 臨床心理地域援助学実習Ⅱ (心理実践実習) | 2 |
| 臨床心理地域援助学実習Ⅲ (心理実践実習) | 2 |
| 臨床心理事例研究演習Ⅰ | 2 |
| 臨床心理事例研究演習Ⅱ | 2 |

| | |
|------------------------------|---|
| 総合的事例研究演習Ⅰ | 2 |
| 総合的事例研究演習Ⅱ | 2 |
| 選 択 | |
| (臨床心理学基本科目群) | |
| 臨床心理学実践研究法特論 | 2 |
| カウンセリング特論 | 2 |
| メンタルヘルス特論 (心の健康教育に関する理論と実践) | 2 |
| 児童・青年期臨床心理学特論 | 2 |
| 臨床アクションメソッド特論 | 2 |
| 障害臨床心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開) | 2 |
| 集団臨床心理学特論 | 2 |
| 人格心理学特論 | 2 |
| 学生相談学特論 | 2 |
| 教育臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開) | 2 |
| 家族臨床心理学特論 | 2 |
| 投映法特論 | 2 |
| 治療構造論 | 2 |
| 関係論的心理療法学 | 2 |
| 高齢者臨床心理学特論 | 2 |
| 臨床心理関連行政論 | 2 |
| 医療臨床心理学特論 | 2 |
| 福祉臨床心理学特論 | 2 |
| スクールカウンセリング特論 | 2 |
| 乳幼児臨床心理学特論 | 2 |
| 生涯発達学特論 | 2 |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 健康支援学特論 | 2 |
| 対人関係論 | 2 |
| 臨床精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開） | 2 |
| 臨床精神薬理学特論 | 2 |
| 地域看護学特論 | 2 |
| 司法・矯正臨床心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開） | 2 |
| 司法精神医学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開） | 2 |
| 産業・組織臨床心理学特論 | 2 |
| 組織・集団支援学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開） | 2 |
| 学際研究論 | 2 |
| 学際連携研究法 | 1 |

④ 国際連携教育課程

○ 九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|------------------------------|-------|
| 必 修 | |
| （ 専 門 基 礎 科 目 ） | |
| Research Planning I | 1 |
| Research Planning II | 1 |
| Research Methodology I | 1 |
| Research Methodology II | 1 |
| （ 専 門 応 用 科 目 ） | |
| Doctoral Thesis Research I | 2 |
| Doctoral Thesis Research II | 2 |
| Doctoral Thesis Research III | 2 |

別表 2

1. 持続都市建築システム国際コース

(1) 履修方法

① 修士課程

当該コースに係る授業科目について必修科目 8 単位、当該コースの選択科目又は他のコース若しくは他の専攻に係る授業科目（B e C A T 基礎プログラム及び国際社会開発プログラムに係る授業科目を含む。）について 2 2 単位以上計 3 0 単位以上を修得しなければならない。

② 博士後期課程

当該コースに係る授業科目について必修科目 6 単位、当該コースに係る選択科目又は他のコース若しくは他の専攻に係る選択科目について 4 単位以上計 1 0 単位以上を修得しなければならない。

(2) 授業科目

① 修士課程

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|---|-------|
| 必 修 | |
| Master Thesis Research | 8 |
| 選 択 | |
| Theory of Sustainable Architecture and Urbanism | 2 |
| Workshop of Sustainable Architecture and Urbanism | 4 |
| Advanced Theory of Habitat Design | 2 |
| Advanced Theory of Habitat Analysis | 2 |
| Seminar in Advanced Theory of Habitat Design | 2 |
| Seminar in Advanced Theory of Habitat Analysis | 2 |
| Sustainable Design Camp | 4 |
| Architecture and Urban Design Studio A | 2 |
| Architecture and Urban Design Studio B | 2 |
| Architecture and Urban Design Studio C | 2 |
| Architecture and Urban Design Studio D | 2 |
| Architecture and Urban Design Studio | 6 |

| | |
|--|---|
| Intensive Design Lecture | 2 |
| Design Charrette | 2 |
| International Practice | 5 |
| Advanced Theory of Urban Environment Risk Systems | 2 |
| Advanced Theory of Sustainable City Planning | 2 |
| Advanced Theory of Sustainable Building Energy Systems | 2 |
| Seminar in Sustainable Building Structure A | 2 |
| Seminar in Sustainable Building Structure B | 2 |
| Cultural Historic Ecological Approach to Human Development | 1 |
| Advanced City Planning in Foreign Countries | 2 |
| Advanced Urban Design | 2 |
| Advanced Theory of Urban Regeneration Design | 2 |
| Advanced Theory of Urban Space Planning and Design | 2 |
| Advanced Theory of Community Psychology | 2 |
| Advanced Architectural Lighting | 2 |
| Advanced Theory of Healthy Built Environment | 2 |
| Advanced Theory of Architectural Planning | 1 |
| Introduction to Architectural History | 1 |
| Advanced Theory of Numerical Simulation of Architectural Environment | 2 |

② 博士後期課程

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|--------------------------|-------|
| 必 修 | |
| Doctoral Thesis Research | 6 |
| 選 択 | |

| | |
|---|---|
| Doctoral Studies in Habitat Engineering | 4 |
| Doctoral Studies in City Planning | 4 |
| Doctoral Studies in Urban Design | 4 |
| Doctoral Studies in Urban Environment Risk Systems | 4 |
| Doctoral Studies in Sustainable Residential Planning | 4 |
| Doctoral Studies in Healthy Built Environment | 4 |
| Doctoral Studies in Sustainable Building Energy Systems | 4 |
| Doctoral Studies in Sustainable Earthquake Resistant Structure | 4 |
| Doctoral Studies in Sustainable Building Structure | 4 |
| Doctoral Studies in Architectural History | 4 |
| Doctoral Studies in Architectural Design Theory | 4 |
| Doctoral Studies in Architectural Lighting | 4 |
| Doctoral Studies in Building Construction | 4 |
| Doctoral Studies in Construction Materials | 4 |
| Doctoral Studies in Structural Mechanics | 4 |
| Doctoral Studies in Practice Design and Developmental Psychology | 4 |
| Doctoral Studies in Public Space Planning | 4 |
| Doctoral Studies in Regional Regeneration Design | 4 |
| Doctoral Studies in Urban Space Theory | 4 |
| Doctoral Studies in Community Psychology | 4 |
| Doctoral Studies in Numerical Simulation of Architectural Environment | 4 |

2. 教育学国際コース

(1) 履修方法

① 修士課程

当該コースに係る授業科目について必修科目10単位、当該コースの選択科目又は他のコース若しくは他の専攻に係る授業科目（B e C A T基礎プログラム及び国際社会開発プログラムに係る授業科目を含む。）について20単位以上計30単位以上を修得しなければならない。

(2) 授業科目

① 修士課程

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|---|-------|
| 必 修 | |
| Master Thesis Research | 8 |
| Educational Research and Methodology | 2 |
| 選 択 | |
| Education and Development in Contemporary Asia I | 2 |
| Education and Development in Contemporary Asia II | 2 |
| Education and Society in Contemporary China I | 2 |
| Education and Society in Contemporary China II | 2 |
| Citizenship and Citizenship Education I | 2 |
| Citizenship and Citizenship Education II | 2 |
| Multiculturalism and Education | 2 |
| Education and politics | 2 |
| International Education and Exchange | 2 |
| International Education and Culture | 2 |
| International Student Mobility, Immigration and Cross-cultural Issues | 2 |
| Global Educational Policy, System and Practice | 2 |
| Comparative and International Higher Education | 2 |
| Asian Philosophy of Education | 2 |

| | |
|---|---|
| Narratives of Education in Asia | 2 |
| Theoretical, Historical and Sociological Considerations on the Development of Education Research in Japan | 2 |
| International and Multicultural Education in Japan | 2 |
| Education in Japanese Society | 2 |
| International Internship I | 2 |
| International Internship II | 2 |
| International Internship III | 2 |

別表 3

1. BeCAT基礎プログラム

(1) 履修方法

本プログラムを修了するためには、別表1及び別表2に規定する科目のうち、次に掲げる授業科目から16単位以上を修得しなければならない。

(2) 授業科目

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|---|-------|
| 選 択 | |
| デザインエンジニアリング学特論 I | 1 |
| デザインエンジニアリング学特論 II | 1 |
| デザインエンジニアリング学特論 III | 1 |
| デザインエンジニアリング学特論 IV | 1 |
| 都市建築コロキウム | 2 |
| Theory of Sustainable Architecture and Urbanism | 2 |
| デザインレクチャー | 2 |
| 都市建築デザインスタジオA | 2 |
| 都市建築デザインスタジオB | 2 |
| 都市建築デザインスタジオC | 2 |
| 都市建築デザインスタジオD | 2 |

| | |
|-----------|---|
| デザインシャレット | 2 |
|-----------|---|

2. 国際社会開発プログラム

(1) 履修方法

本プログラムを修了するためには、本プログラムの授業科目のうち学際基礎科目群から1単位、個別科目群 I から8単位を含め14単位以上を修得しなければならない。

(2) 授業科目

| 区分 | 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|---------|---|-------|
| 学際基礎科目群 | 人間環境学 | 2 |
| | 学際研究論 | 2 |
| | 学際連携研究法 | 1 |
| | 人間共生論 I | 2 |
| | 国際協力インターンシップ | 2 |
| 個別科目群 I | 国際社会開発論 I | 2 |
| | 国際社会開発論 II | 2 |
| | 国際教育協力論 | 2 |
| | Educational and Sustainable International Development | 2 |
| | 開発学の理論と実践 | 2 |
| | 実践・国際協力論 | 2 |
| | 国際協力機構論 I | 2 |
| | 国際協力機構論 II | 2 |
| | 国際社会福祉論 | 2 |
| | International Social Welfare and Sustainability | 2 |
| | 国際保健・人口学 I | 2 |
| | 国際保健・人口学 II | 2 |
| | 開発と文化 | 2 |
| | 難民社会論 I | 2 |

| | | |
|--------|--------------|---|
| | 難民社会論Ⅱ | 2 |
| | 人間の安全保障概論 | 2 |
| | ジェンダー開発論Ⅰ | 2 |
| | ジェンダー開発論Ⅱ | 2 |
| | 英語・ライティング | 2 |
| | 英語・スピーキング | 2 |
| | 言語コミュニケーション論 | 2 |
| | 環境思想論 | 2 |
| | 環境教育批評論 | 2 |
| | 文化批判論Ⅰ | 2 |
| | 文化批判論Ⅱ | 2 |
| 個別科目群Ⅱ | 人間共生論Ⅱ | 2 |
| | 文化人類学Ⅰ | 2 |
| | 教育行政論 | 2 |
| | 地域生涯学習の計画化 | 2 |
| | 教授プログラム開発論 | 2 |
| | 授業研究論 | 2 |
| | 教育計画の社会学 | 2 |
| | 子育ての文化史 | 2 |
| | 多民族共生教育論 | 2 |
| | 比較教育改革論 | 2 |
| | 教育環境社会学 | 2 |
| | 教育社会史 | 2 |
| | 教育科学論 | 2 |

| | | |
|--|-----------|---|
| | 国際教育開発論 | 2 |
| | 国際教育開発調査論 | 2 |

※ 「人間共生論Ⅰ」及び「人間共生論Ⅱ」は、2科目とも単位を修得した場合にのみ、本プログラムの修了単位数とする。

別表4 (教職課程に係る「大学が独自に設定する科目のうち、教科の基礎的理解に関する科目」の授業科目及び単位数)

| 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|---------------|-------|
| 教育学研究入門 | 2 |
| 教育学研究法 | 2 |
| 教育デザイン方法論 | 2 |
| 地域教育デザイン論 | 2 |
| 教育システムデザイン論 | 2 |
| 教育テスト原論 | 2 |
| 教育行動計量学 | 2 |
| 教育設計評価論 | 2 |
| 比較国際教育学Ⅰ | 2 |
| 比較国際教育学Ⅱ | 2 |
| 国際教育改革論 | 2 |
| 比較教育改革論 | 2 |
| 国際教育文化論 | 2 |
| 教育人類学Ⅰ | 2 |
| 教育人類学Ⅱ | 2 |
| 子ども文化論 | 2 |
| アジア産育文化論 | 2 |
| アジア教育文化論 | 2 |
| 子どもの人類学 | 2 |
| 学習輔成論 | 2 |
| 教授ストラテジー論 | 2 |
| 教授ストラテジー研究方法論 | 2 |

| | |
|-------------|---|
| 教授プログラム開発論 | 2 |
| 教職開発論 | 2 |
| 教育実践事例研究方法論 | 2 |
| 授業研究論 | 2 |
| 生涯学習論 | 2 |
| 社会教育の組織と体制 | 2 |
| 社会教育方法論 | 2 |
| 社会教育論 | 2 |
| 社会教育実践論 | 2 |
| 地域生涯学習の計画化 | 2 |
| 生涯学習の理論と実践 | 2 |
| 地域生涯学習計画論 | 2 |
| 教育実践研究法 | 2 |
| 教育法制論Ⅰ | 2 |
| 教育法制論Ⅱ | 2 |
| 教育行政臨床論 | 2 |
| 教育行政論 | 2 |
| 教育政策論 | 2 |
| 高等教育論 | 2 |
| キャリア教育論 | 2 |
| 学習指導関係論 | 2 |
| 学びの社会史 | 2 |
| 子どもの歴史Ⅰ | 2 |
| 教育関係史 | 2 |
| 子育ての文化史 | 2 |

| | |
|---|---|
| 子どもの歴史Ⅱ | 2 |
| 教育情報工学 | 2 |
| メディア教育論演習 | 2 |
| 質的調査法 | 2 |
| 教育学説研究 | 2 |
| 教育動態論 | 2 |
| 教育実践科学 | 2 |
| 教育環境学 | 2 |
| 教育環境の解釈学 | 2 |
| 教師教育学Ⅰ | 2 |
| 教師教育学Ⅱ | 2 |
| International Student Mobility, Immigration and Cross-cultural Issues | 2 |
| Global Educational Policy, System and Practice | 2 |